

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

改正の方向性(案)

令和8年4月

三重県



## はじめに

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。その中で、県内に広く設置されている太陽光発電施設について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、立地場所に応じた対策が必要であるとされ、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化等について提言されました。また、県民からは太陽光発電施設に係る相談等が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県では、地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入のための課題を整理し、対応策の検討を進めてきました。

地域との共生が図られた太陽光発電の導入に向けて、大きく2つの方向（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）で対応しており、指導・規制等の方策として、森林法の運用強化等のほか、「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について検討を進めています。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、国においては、令和7年12月23日に閣議決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により、環境影響評価法の対象となる太陽光発電施設の規模の見直し及び実効性強化が打ち出され、令和8年1月26日から、太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討が行われています。

三重県においても、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とするため、改正の方向性について検討を行いました。

## 1 これまでの検討状況の概要

太陽光発電施設の設置に係る「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大については、三重県環境審議会で検討を進めることとし、令和7年12月25日、三重県環境審議会に諮問したところ、「環境影響評価部会（以下「部会」という。）」の設置が承認されました。

令和8年2月20日に「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」を開催し、改正の方向性について調査・検討が行われました。同年3月12日には、三重県環境審議会の審議において、部会から報告のあった改正の方向性（案）が承認されました。

## 2 検討課題

令和8年2月20日の「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」においては、検討の背景や目的、三重県の太陽光発電施設に関する状況、国の動向等とともに、次のとおり課題を示しました。

### <課題>

- 事業（施行）区域の面積が10ヘクタール未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域\*に限られていること。
- 森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ヘクタール未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。
- 現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、又は三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区をいう。

### 3 検討結果

これらの課題に対して、県から2つの方向性（案）を示したところ、部会からは妥当であるとされ、三重県環境審議会においても、方向性（案）について承認されました。

＜方向性（案）＞	
①	現在は、簡易的環境影響評価の対象規模、10ヘクタールであるところを、5ヘクタール、森林区域は1ヘクタールとする。
②	現在は、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみが対象となっているところを、造成を伴わない事業についても対象とする。

#### （1）方向性（案）①のポイント

- 対象事業としての環境アセスメントの規模要件を10ha以上、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を5ha以上とすることで、事業（施行）区域の面積が10ha未満の事業であっても、環境上等の影響について環境配慮を促していく。
- 森林区域においては、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件を1ha以上とすることで、森林伐採を伴うメガソーラーについて5ha未満の比較的小規模な事業であっても、環境上等の影響について環境配慮を促していく。

表1 規模要件の水準に係る改正のイメージ  
<現行>

	事業区域の面積 (ha)		
	≧20	≧10	≧5
県内全域	対象事業	準対象事業	—
特別地域	対象事業		準対象事業



<改正後>

	事業区域の面積 (ha)			
	≧20	≧10	≧5	≧1
県内全域	対象事業		準対象事業	—
森林区域	対象事業		準対象事業	

## (2) 方向性 (案) ② のポイント

- ・ 条例の対象事業の区分に新たに「太陽光発電事業」を設定することで、現行では土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、土地の造成を伴わない施設の設置についても、環境配慮を促していく。
- ・ 造成を伴わず太陽光発電施設を設置する場合でも、太陽光特有の環境影響(反射光、景観、騒音)について、一定の配慮を促すことが可能となる。

そのほか検討の過程で、次のような意見が挙げられました。

### <主な意見>

- 地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか。
- 生物多様性の観点から、湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい。

## 4 検討経過及び今後のスケジュール

検討経過及び今後のスケジュールについては、表2及び表3のとおりです。

表2 検討経過

時 期	経 過
令和7年12月25日	三重県環境審議会へ諮問
	三重県環境審議会環境影響評価部会の設置
令和8年 2月20日	三重県環境審議会環境影響評価部会 (第1回)
令和8年 3月12日	三重県環境審議会 改正の方向性 (案)
令和8年 4月16日	パブリックコメント、市町等への意見照会

表3 今後のスケジュール (予定)

時 期	スケジュール (予定)
令和8年夏頃	三重県環境審議会環境影響評価部会 (第2回)
	三重県環境審議会 具体的な改正内容 (案) 三重県環境審議会から答申
令和8年10月頃	改正施行規則公布